

健康増進法の改正により、飲食店、宿泊施設、事業所等の「第二種施設」は、令和2（2020）年4月1日から



原則屋内禁煙

が義務付けられます。

「第二種施設」とは？

「第一種施設（※1）」（学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎等）及び喫煙目的施設（たばこの販売許可を得ているバー・スナック、たばこ販売店、公衆喫煙所）以外の**多数の者が利用する（※2）施設**のことをいいます。

※1 「第一種施設」は、令和元（2019）年7月1日から原則**敷地内禁煙**（屋外に特定屋外喫煙場所設置可）です。

※2 「多数の者が利用する」とは、2名以上の者が同時に、又は入れ替わり利用することをいいます。

飲食店

（シガーバー・スナックを除く）



令和2年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

宿泊施設

（ホテル・旅館等）



令和2年4月1日から
客室以外の場所は
「原則屋内禁煙」です。

その他施設

（事業所・娯楽施設等）



令和2年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

鉄道・船舶・ タクシー



令和2年4月1日から
客室以外の場所は
「原則屋内禁煙」です。

※ いずれの場合も要件を満たした「喫煙専用室」または「指定たばこ専用喫煙室」の設置が可能です。

飲食店の場合は、下記の条件を満たしている場合、経過措置があります。

CHECK !

- ☐ 令和2（2020）年4月1日時点で、営業している店舗である。
- ☐ 資本金又は出資の総額が5,000万円以下である。
- ☐ 客席面積が100㎡以下である。

1つでも ×

すべて ✓

経過措置として
選択可能

店内禁煙



屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置



喫煙専用室あり

飲食等も可



加熱式たばこ専用の
喫煙室設置



加熱式たばこ専用喫煙室あり

飲食可



店内での喫煙可

その他にも各種喫煙室の設置にはルールを遵守する必要があります。

- ポイント1 設置には**各種要件（基準）**を満たす必要があります。※ 要件の詳細は厚労省HPへ（<http://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>）
- ポイント2 従業員も含め、**20歳未満の方が喫煙エリアに立ち入ることは禁止**されます。
- ポイント3 各種喫煙室を示す標識、20歳未満の方は立入禁止であることを示す**標識の掲示**が必要です。
- ポイント4 従業員に対しても**受動喫煙対策**を講ずる必要があります。

ルールに違反した場合、立入検査等による助言・指導、勧告、命令、公表、過料（最大20万～50万円）の対象となる場合があります。



青森県健康医療福祉部
がん・生活習慣病対策課

検索 青森県 受動喫煙対策



お

問

い

合

わ

せ

先

受動喫煙対策に係るコールセンター(厚生労働省)



0120-251-262 (受付時間9:30~18:15 ※土日祝を除く)

改正健康増進法に関する質問等を受け付けているコールセンターです。

事業所の所在地別お問い合わせ先

問い合わせ先		電話番号	対象市町村
青森県健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課		017-734-9216	県内全域
県保健所	東津軽保健所	017-739-5421	平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
	中南保健所	0172-33-8521	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
	三戸保健所	0178-27-5111	おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
	西北保健所	0173-34-2108	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	上北保健所	0176-23-4261	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
	下北保健所	0175-31-1388	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
中核市保健所	青森市保健所	017-743-6111	青森市
	八戸市保健所	0178-38-0710	八戸市

「受動喫煙防止対策助成金」に関すること(青森労働局)



017-734-4113 (受付時間8:30~17:15 ※土日祝を除く)

事業者が受動喫煙防止の対策を推進するにあたり、喫煙専用室の設置・改修等の費用の一部を助成する制度です。

詳しくは「青森労働局健康安全課」までお問い合わせください。